国民健康保険の加入脱退

問 保険年金課　TEL.40-2822
鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

国民健康保険の加入・脱退については、14日以内に届け出をすることになっています。保険年金課または鬼石総合支所鬼石振興課で手続きをしてください。手続きに必要なものは次の表のとおりです。

こんなとき		手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき、または扶養家族からはずれたとき	社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保を脱退するとき	他の市町村に転出するとき	世帯全員の資格確認書
	職場の健康保険に入ったとき、または扶養家族になったとき	資格確認書（国民健康保険）、加入した職場の資格確認書等
	死亡したとき	資格確認書
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書、保護開始決定通知書
その他のとき	同じ市町村内で住所が変わったとき	世帯全員の資格確認書
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたときや一緒になったとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	資格確認書、在学証明書等
	資格確認書を紛失したり破損したとき	身分を証明するもの、破損した資格確認書

※届け出には世帯主等の「マイナンバーカード」（または「マイナンバーがわかるもの」と「身分を証明するもの」）が必要となります

国民健康保険の給付

問 保険年金課　TEL.40-2822
鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

主な給付

種類	内容
療養費	◎審査によって医療費の一部が支給されます。 ・緊急、またはやむを得ない理由で資格確認書を提示できず、医療費を全額支払ったとき ・医師が必要と認めるコルセットなど装具をつくったとき ・医師の指示で、マッサージ・はり・灸を受けたとき ・外国で病気・けがをし、診療を受けたとき
高額療養費	1カ月に支払った自己負担額が一定額を超えたとき、申請により「高額療養費」として超えた分の金額が払い戻されます。
出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主に出産育児一時金が支給されます。 なお、出産育児一時金は妊娠満12週（85日）以降であれば、死産・流産も支給対象になります。 ◎出産育児一時金直接払い制度 出産育児一時金を病院などへ支払う出産費用に充てることができる制度で、藤岡市から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みが原則となります。 ※直接支払制度を導入している病院などで利用できます。出産予定の病院などへご相談ください。
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その葬祭を行う人に葬祭費が支給されます。 申請に必要なものは、死亡した人の資格確認書と葬祭を行う人の預金通帳です。
人間ドック	国民健康保険に加入している人が疾病の予防・早期発見・早期治療を通じて健康の増進に役立てていただくため、「日帰り人間ドック検査料の助成事業」を実施しています。 ◎申し込み 申し込みの期間や内容については、広報ふじおかでご案内します（資格確認書等が必要です）。

後期高齢者医療

問 保険年金課　TEL.40-2259・鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

<table>
<tr><td>対象となる人</td><td colspan="2">群馬県後期高齢者医療広域連合の区内（群馬県内）に住所のある人で、
(1)75歳以上の人
(2)65歳～74歳で一定の障害のある人
※(2)の人は後期高齢者医療制度への加入を選択できます</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自己負担額</td><td>3割負担</td><td>同一世帯に住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療加入者がいる人
※一定の収入未満の人は申請手続きをすると1割または2割負担になります</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td>住民税課税所得が28万円以上かつ年金収入とその他の合計所得が200万円（世帯に後期高齢者医療加入者が2人以上いる場合は320万円）以上の人</td></tr>
<tr><td>1割負担</td><td>上記のどちらの条件にも該当しない人</td></tr>
<tr><td>資格確認書・
資格情報のお知らせ</td><td colspan="2">マイナ保険証の利用状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。75歳になる方に対しては、誕生日の前の月に自動的に送付されます。</td></tr>
<tr><td>人間ドック</td><td colspan="2">後期高齢者医療制度に加入している人に対し、「日帰り人間ドック検査料の助成事業」を実施しています。申し込み方法や対象など詳細については、広報ふじおか及びホームページにてご案内します。</td></tr>
<tr><td>保険料の算定
（令和8年度決定）</td><td colspan="2">保険料は所得に応じて計算される所得割と被保険者が均等に負担する均等割額の合計になります。夫婦ともに後期高齢者医療の場合、それぞれ保険料を計算することになります。また、令和8年度より、子ども・子育て支援金の徴収が開始されるため、従来の医療分と子ども・子育て支援金分の合計金額が年間の保険料となります。
【年間保険料】
医療分：均等割額（54,600円）+所得割額〔（総所得金額等－基礎控除43万円）×9.78%〕
子ども・子育て支援金分：均等割額（1,400円）+所得割額〔（総所得金額－基礎控除43万円）×0.25%〕
賦課限度額は医療分85万円、子ども・子育て支援金分2万1,000円です。</td></tr>
<tr><td>保険料（均等割）の
軽減</td><td colspan="2">同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が以下に該当する場合、均等割額が軽減されます。
<table>
<tr><th rowspan="2">世帯主及び世帯の被保険者全員の
軽減判定所得の合計額</th><th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">軽減後均等割額</th></tr>
<tr><th>医療分</th><th>子ども分</th></tr>
<tr><td>43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）以下</td><td>7割軽減</td><td>15,288円
（7.2割軽減）</td><td>420円
（7割軽減）</td></tr>
<tr><td>43万円+31万円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数－1）以下</td><td>5割軽減</td><td>27,300円</td><td>700円</td></tr>
<tr><td>43万円+57万円×（被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数－1）以下</td><td>2割軽減</td><td>43,680円</td><td>1,120円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>



福祉医療助成

問 保険年金課　TEL.40-2259・鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

子ども、障害のある人、母子・父子家庭を対象に、医療機関に受診された際、窓口で支払う一部負担金を助成します。

▶福祉医療の資格要件

区分	資格要件
子ども	出生から18歳年度末（高校生世代）まで
障害のある人（所得による制限があります）	特別児童扶養手当1級、2級
	障害年金1級、2級
	身体障害者手帳1級、2級、3級、4級（言語機能障害）
	療育手帳A、B
母子・父子家庭	・18歳未満の子どもを扶養している母（父）とその子ども　・18歳未満で父母のいない子ども ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人を含む

※詳しい内容については保険年金課までお問い合わせください



国民年金

問 保険年金課　TEL.40-2259・鬼石総合支所 鬼石振興課　TEL.52-3111

国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入することになっています。
加入する人は次の3種類に分けられています。

被保険者	第1号	自営業・学生、第2・3号被保険者以外の人は、保険年金課または鬼石総合支所鬼石振興課へ加入の届出が必要です。	
	第2号	厚生年金・共済組合などに加入している人……勤務先が加入手続きを行います。	
	第3号	第2号被保険者に、扶養されている配偶者……第2号被保険者の勤務先が加入手続きを行います。	
口座振替	口座振替を希望する人は、保険年金課、鬼石総合支所鬼石振興課または金融機関で、申し込んでください。		
免除制度	(1)申請免除	全額免除	保険料の全額が免除されます。
		4分の3免除	保険料の4分の3が免除され4分の1を納めます。
		2分の1免除	保険料の半額が免除され半額を納めます。
		4分の1免除	保険料の4分の1が免除され4分の3を納めます。
	(2)納付猶予制度	50歳未満の人で所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予されます。	
	(3)学生納付特例制度	学生本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予されます。	
受給	(1)老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が原則として65歳から受け取れます。	
	(2)障害基礎年金	国民年金加入中や20歳未満、被保険者資格喪失後60歳から65歳未満の間の病気やけがで一定の障害が残ったときに支給されます。障害の等級に応じて1級と2級があります。	
	(3)遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども、または子どものいる配偶者です。 ※子ども＝18歳未満もしくは障害のある20歳未満の子ども	
	(4)付加年金	第1号被保険者は、定額の保険料に400円を上乗せして納めると、老齢基礎年金に加算されます。 付加年金額=200円×付加保険料納付月数	

